



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月21日火曜日 第2229号

### ◇ 目 次 ◇

指定居宅サービス事業者の指定.....	950
指定居宅介護支援事業者の指定.....	950
指定介護予防サービス事業者の指定.....	951
指定居宅サービス事業の廃止.....	951
指定居宅介護支援事業の廃止.....	951
指定介護予防サービス事業の廃止.....	951
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	952
保安林の指定.....	954
愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部改正.....	954
愛媛県単独治山事業補助金交付規程の一部改正.....	957
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	961

道路の区域変更（県道池田中山線）.....	961
道路の供用開始（ " ）.....	961
道路の供用開始（一般国道378号）.....	961

#### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	961
-----------------------------	-----

#### 公営企業告示

落札者等の告示.....	962
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社椿	ケアサポート椿園	愛媛県松山市東石井7丁目6番18号	平成22年11月1日	訪問介護
合同会社語	訪問介護かたらい	愛媛県西条市小松町妙口甲10-4	平成22年11月1日	訪問介護
株式会社ハープ	ヘルパーステーションあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成22年11月13日	訪問介護
高部タクシー株式会社	高部ケアサービス	愛媛県今治市波止浜158番地23	平成22年11月25日	訪問介護

### ○愛媛県告示第1411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ハープ	ケアプランニングあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成22年11月11日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社椿	ケアサポート椿園	愛媛県松山市東石井7丁目6番18号	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
合同会社語	訪問介護かたらい	愛媛県西条市小松町妙口甲10-4	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
株式会社ハーブ	ヘルパーステーションあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成22年11月13日	介護予防訪問介護
高部タクシー株式会社	高部ケアサービス	愛媛県今治市波止浜158番地23	平成22年11月25日	介護予防訪問介護

## ○愛媛県告示第1413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アイワク産業株式会社	アイワク産業株式会社	愛媛県松山市三番町7-8-3	平成22年10月31日	福祉用具貸与
アイワク産業株式会社	アイワク産業株式会社	愛媛県松山市三番町7-8-3	平成22年10月31日	特定福祉用具販売
セントケア愛媛株式会社	セントケア北久米	愛媛県松山市北久米町560-3 安永ビル1F	平成22年10月31日	訪問介護
株式会社サム	介護予防デイサービスサム	愛媛県新居浜市政枝町二丁目4番21号	平成22年10月31日	通所介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア愛南	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城437番地1 吉良貸店舗1号室	平成22年10月31日	訪問介護

## ○愛媛県告示第1414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人順風会	医療法人順風会老人保健施設長安	愛媛県東温市志津川29番地1	平成22年10月31日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アイワク産業株式会社	アイワク産業株式会社	愛媛県松山市三番町7-8-3	平成22年10月31日	介護予防福祉用具貸与
アイワク産業株式会社	アイワク産業株式会社	愛媛県松山市三番町7-8-3	平成22年10月31日	特定介護予防福祉用具販売
セントケア愛媛株式会社	セントケア北久米	愛媛県松山市北久米町560-3 安永ビル1F	平成22年10月31日	介護予防訪問介護
株式会社サム	介護予防デイサービスサム	愛媛県新居浜市政枝町二丁目4番21号	平成22年10月31日	介護予防通所介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア愛南	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城437番地1 吉良貸店舗1号室	平成22年10月31日	介護予防訪問介護

## ○愛媛県告示第1416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田162番2他10筆	大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都港区芝三丁目22番8号 外1者	東京都中央区日本橋小舟町12番15号 外1者	平成21年8月30日	平成22年12月8日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本 修二 外1者	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 松崎 勉 外1者	平成22年1月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ベスト電器 代表取締役 有園 憲一	株式会社ベスト電器 代表取締役 濱田 孝	平成20年4月1日	
			株式会社ベスト電器 代表取締役 濱田 孝	株式会社ベスト電器 代表取締役 深澤 政和	平成22年1月12日	
			株式会社ベスト電器 代表取締役 深澤 政和	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司	平成22年4月1日	

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
ヒマラヤ今治店	今治市南高下町一丁目1684番6 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ベスト電器 代表取締役 瀧田 孝	株式会社ベスト電器 代表取締役 深澤 政和	平成22年 1月12日	平成22年 12月8日
			株式会社ベスト電器 代表取締役 深澤 政和	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司	平成22年 4月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水 優治	平成22年 11月25日	

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
ヒマラヤ今治店	今治市南高下町一丁目1684番6 外	駐車場の位置及び収容台数	166台	62台	平成16年 5月1日	平成22年 12月8日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1419号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字イノコ谷丁439の8
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1420号

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和46年9月愛媛県告示第794号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年4月1日以降に発生した災害から適用する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(補助額)</p> <p><b>第5条</b> 補助金の額は、防止事業に要する工事費（<u>営繕費及び工事雑費を除く。</u>）の10分の7.5以内の額とする。</p> <p>(帳簿及び台帳の備付け)</p> <p><b>第17条</b> 補助事業主体は、防止事業で設置した施設の内容を明らかにした<u>林地崩壊防止事業台帳</u>（様式第13号）を備えなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第6条関係） 林地崩壊防止事業計画書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">流域名</th> <th style="width: 20%;">箇所</th> <th style="width: 20%;">計画工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u></th> <th style="width: 20%;">決定工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 決定工事費及び <u>決定の欄は、空欄とすること。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>5 工種は、本工事費及び <u>附帯工事費の別に小計をとり、 機械器具費、測量設計費及び補償費</u> をそれぞれ計上し、最後に工事費計をとること。</p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書</p> <p>省略</p> <p>年度において、林地崩壊防止事業を実施したいから、補助金 <u>                                </u> 円を交付されたく、次の関係書類を添えて申請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画書（様式第4号）</li> <li>2 収支予算書（様式第5号）</li> <li>3 省略</li> </ul> <p><b>様式第4号</b>（第8条、<u>様式第3号、様式第6号</u>関係） 事業実施計画書</p> <p><b>様式第4号</b>（その1） 省略</p>	流域名	箇所	計画工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u>	決定工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u>	省略				<p>(補助額)</p> <p><b>第5条</b> 補助金の額は、防止事業に要する工事費 <u>                                </u> の10分の7.5以内の額とする。</p> <p>(帳簿及び台帳の備付け)</p> <p><b>第17条</b> 補助事業主体は、防止事業で設置した施設の内容を明らかにした<u>林地崩壊防止事業工事台帳</u>（様式第13号）を備えなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b> <u>                                </u> 林地崩壊防止事業計画書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">流域名</th> <th style="width: 20%;">箇所</th> <th style="width: 20%;">計画工事費</th> <th style="width: 20%;">決定工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 決定工事費および <u>決定の欄は、空欄とすること。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>5 工種は、本工事費および <u>附帯工事費の別に小計をとり、 機械器具費、営繕費、測量試験費、補償費および工事雑費</u> をそれぞれ計上し、最後に工事費計をとること。</p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書</p> <p>省略</p> <p>年度において、林地崩壊防止事業を実施したいから、補助金 <u>¥                                </u> を交付されたく、次の関係書類を添えて申請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画書 <u>                                </u></li> <li>2 収支予算書 <u>                                </u></li> <li>3 省略</li> </ul> <p><b>様式第4号</b>（第8条 <u>                                </u> 関係） 事業実施計画書</p> <p><b>様式第4号</b>（その1） 省略</p>	流域名	箇所	計画工事費	決定工事費													省略			
流域名	箇所	計画工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u>	決定工事費 <u>（営繕費及び 工事雑費を除 く。）</u>																										
省略																													
流域名	箇所	計画工事費	決定工事費																										
省略																													

様式第4号(その2)

省略

番号	本工事費等	機械器具費	工事費計	負担区分	
				県補助金	市町負担金
	円	円	円	円	円

注 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

様式第5号(第8条、様式第3号、様式第6号関係) 収支予算書

省略

科目	予算額	内訳			備考
		区別	金額	率	
歳入	円	県補助金	円	工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)の10分の7.5以内	
		市町負担金		工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)の10分の2.5以上	
歳出		本工事費等			
		機械器具費			
省略					

注 1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 備考欄は、市町負担金の内訳を記入すること。

様式第6号(第10条関係) 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申請書

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 事業実施計画書(様式第4号)
- 3 収支予算書(様式第5号)

注 省略

様式第4号(その2)

省略

番号	本工事費	パーセント	機械器具費	パーセント	営繕費	パーセント	工事雑費	パーセント	工事費計	負担区分	
										県補助金	市町負担金
	円		円		円		円		円	円	円

注 パーセント欄は、工事費に対する割合を記入すること。

様式第5号(第8条 \_\_\_\_\_ 関係) 収支予算書

省略

科目	予算額	内訳			備考
		区別	金額	率	
歳入	円	県補助金		工事費の10分の9 _____ 以内	
		地元負担金		工事費の10分の1 _____ 以上	
歳出		本工事費		%	
		機械器具費			
		営繕費			
		工事雑費			
省略					

注

備考欄は、地元負担金の内訳を記入すること。

様式第6号(第10条関係) 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申請書

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 事業実施計画書 \_\_\_\_\_
- 3 収支予算書 \_\_\_\_\_

注 省略

様式第7号(第11条関係) 工事着工届

省略

省略	
工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)	円
省略	

添付書類

- 1・2 省略
- 3 工事工程表の写し
- 4 着工前の全体写真

様式第8号(第13条関係) 完成届

省略

- 1 完成調書(様式第9号)
- 2 収支精算書(様式第10号)
- 3・4 省略

様式第9号(第13条、様式第8号関係) 完成調書

省略

工事番号及び事業名	省略
省略	
工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)	円

様式第10号(第13条、様式第8号関係) 収支精算書

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費等	省略				
機械器具費		( )			
計		( )			

注 1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、括弧書きで再掲すること。

様式第12号(第16条関係) 林地崩壊防止事業実績報告書

様式第12号(その1)

省略

- 1 事業実績書(様式第12号(その2))
- 2 経費配分表(様式第12号(その3))
- 3 収支精算書(様式第12号(その4))

様式第12号(その2) 省略

様式第7号(第11条関係) 工事着工届

省略

省略	
設計工事費	¥ _____
省略	

添付書類

- 1・2 省略

様式第8号(第13条関係) 完成届

省略

- 1 完成調書 \_\_\_\_\_
- 2 収支精算書 \_\_\_\_\_
- 3・4 省略

様式第9号(第13条 \_\_\_\_\_ 関係) 完成調書

省略

工事番号および事業名	省略
省略	
工事精算額	¥ _____

様式第10号(第13条 \_\_\_\_\_ 関係) 収支精算書

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費	省略				
工事雑費	賃金	( )			
	消耗品費	( )			
	燃料費	( )			
	光熱水費	( )			
	修繕料	( )			
	通信運搬費	( )			
		( )			
計		( )			

注

収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、( )書再掲すること。

様式第12号(第17条関係) 林地崩壊防止事業実績報告書

様式第12号(その1)

省略

- 1 事業実績書 \_\_\_\_\_
- 2 経費配分表 \_\_\_\_\_
- 3 収支精算書 \_\_\_\_\_

様式第12号(その2) 省略

様式第12号(その3)

省略

番号	本工事費等	機械器具費	工事費計	負担区分	
				県補助金	市町負担金
	円	円	円	円	円

注 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

様式第12号(その4)

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費等	省略				
省略					
計		( )			

注1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、括弧書きで再掲すること。

様式第13号(第17条関係) 省略

様式第12号(その3)

省略

番号	本工事費	パーセント	機械器具費	パーセント	営繕費	パーセント	工事雑費	パーセント	工事費計	負担区分	
										県補助金	市町負担金
	円		円		円		円		円	円	円

注 パーセント欄は、工事費に対する割合を記入すること。

様式第12号(その4)

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費	省略				
省略					
営繕費		( )			
工事雑費		( )			
		( )			
計		( )			

注

収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、( ) 書再掲すること。

様式第13号(第18条関係) 省略

○愛媛県告示第1421号

愛媛県単独治山事業補助金交付規程(昭和45年7月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度の治山事業から適用する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後

改正前

(補助対象)

第2条 前条に規定する治山事業は、森林造成のための山地における保安施設事業であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、1箇所の工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下同じ。)が200万円(第2号に該当するものにあつては、80万円)以上の事業とする。

(1)~(3) 省略

(着工届)

第9条 補助事業主体は、治山事業に着手したときは、直ちに工事着工届(様式第7号)に工事請負契約書及び入札執行表の写しを添えて知事に提出しなければならない。

様式第1号(第4条関係) 治山事業助成願

省略

年度において、治山事業を実施いたしたいので、助成されたく、別添のとおり治山事業箇所別実施計画書(様式第2号)、位置図、平面見取図及び治山事業の実施箇所の写真を添えて申請します。

- 注 1 位置図は、5万分の1地形図又は見取図に朱書すること。
2 治山事業の実施箇所の写真は、崩壊地の全景、被害状況及び保全対象等が明確に判明できるものを添付すること。

様式第2号(第4条、様式第1号関係) 治山事業箇所別実施計画書

省略

Table with columns for 番号, 本流名, 支流名, 沢名, 災害発生年, 年度計画工事費, 審査決定工事費, 箇所別, 工種別, 全体計画, 年度計画, 審査決定工事費, 審査結果.

(補助対象)

第2条 前条に規定する治山事業は、森林造成のための山地における保安施設事業であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、1箇所の工事費\_\_\_\_\_が200万円(第2号に該当するものにあつては、80万円)以上の事業とする。

(1)~(3) 省略

(着工届)

第9条 補助事業主体は、治山事業に着手したときは、直ちに工事着工届(様式第7号)に工事請負契約書及び入札執行表\_\_\_\_\_を添えて知事に提出しなければならない。

様式第1号

省略

年度において、治山事業を実施いたしたいので、助成されたく、別添のとおり治山事業箇所別実施計画書\_\_\_\_\_, 位置図、平面見取図および治山事業の実施箇所の写真を添えて申請します。

- 注 1 位置図は、5万分の1地形図または見取図に朱書すること。
2 治山事業の実施箇所の写真は、崩壊地の全景、被害状況および保全対象等が明確に判明できるものを添付すること。

様式第2号(第4条関係)

省略

Table with columns for 番号, 本流名, 支流名, 沢名, 災害発生年, 年度計画工事費, 審査決定工事費, 箇所別, 工種別, 全体計画, 年度計画, 審査決定工事費, 審査結果.

省 略	保全対象		参考
	省略	渓床こ う配	
		省略	
		荒廃溪 流長	
		荒廃溪 幅	
		溪流面 積	
		省略	

注 省略

様式第3号(第6条関係) 治山事業補助金交付申請書

省略

年度において、市 町 大字 地内に治山事業を実施したいから補助金 \_\_\_\_\_ 円を 交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 治山事業実施計画書(様式第4号)
- 2 収支予算書(様式第5号)

様式第4号(第6条、第8条、様式第3号、様式第6号関係) 治山事業実施計画書

省略

工事番号及び事業名	省略
省略	
工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)	円
補助申請額	円
事業主体負担額	円

様式第5号(第6条、第8条、様式第3号、様式第6号関係) 収支予算書

省略

科目	予算額	内訳			備考
		区別	金額	率	
歳入	円	県補助金	円	工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)の2分の1以内	
		地元負担金		工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)の2分の1以上	
歳出		本工事費			
省略					

省 略	保全対象		参考
	省略	渓床こ う配	
		省略	
		荒廃溪 流長	
		荒廃溪 幅	
		溪流面 積	
		省略	

注 省略

様式第3号(第6条関係)

省略

年度において、市 町 大字 地内に治山事業を実施したいから補助金 ¥ \_\_\_\_\_ を、交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 治山事業実施計画書 別紙のとおり
- 2 収支予算書 "

様式第4号(第6条関係)

省略

工事番号および工事名	省略
省略	
工事費 _____	¥ _____
補助申請額	¥ _____
事業主体負担額	¥ _____

様式第5号(第6条、第8条、様式第3号、様式第6号関係) 収支予算書

省略

科目	予算額	内訳			備考
		区別	金額	率	
歳入	円	県補助金	円	工事費 _____ の2分の1以内	
		地元負担金		工事費 _____ の2分の1以上	
歳出		本工事費		%	
		工事雑費		%	
				%	
省略					

注 省略

様式第6号(第8条関係) 治山事業実施計画変更承認申請書

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 治山事業実施計画書(様式第4号)
- 3 収支予算書(様式第5号)

注 省略

様式第7号(第9条関係) 工事着工届

省略

工事番号及び事業名	省略
省略	
工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)	円
省略	

添付書類 省略

様式第8号(第11条関係) 完成届

省略

- 1 完成調書(様式第9号)
- 2 収支精算書(様式第10号)
- 3・4 省略

様式第9号(第11条、様式第8号関係) 完成調書

省略

工事番号及び事業名	省略
省略	
工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)	円

様式第10号(第11条、様式第8号関係) 収支精算書

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費	省略				
		( )			
		( )			
計					

注 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については括弧書きで再掲すること。

注 省略

様式第6号(第8条関係)

省略

添付書類

- 1) 省略
- 2) 治山事業実施計画書
- 3) 収支予算書

注 省略

様式第7号(第9条関係)

省略

工事番号および事業名	省略
省略	
設計工事費	¥
省略	

添付書類 省略

様式第8号(第11条関係)

省略

- 1 完成調書
- 2 収支精算書
- 3・4 省略

様式第9号(第11条関係)

省略

工事番号および事業名	省略
省略	
工事精算額	¥

様式第10号

省略

- 1 省略
- 2 支出

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
工事請負費	省略				
工事雑費	賃金	( )			
	消耗品費	( )			
	燃料費	( )			
	光熱水費	( )			
	修繕料	( )			
	通信運搬費	( )			
何 何		( )			
何 何					
計					

注 収入および支出のうち、未収入金および未支払金については( )書再掲すること。

○愛媛県告示第1422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	伊予市中山町出淵5番耕地215番3から 同町出淵5番耕地247番3まで	旧	メートル 5.5～17.6	キロメートル 0.122	
			新	8.5～22.2	0.122	

○愛媛県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	伊予市中山町出淵5番耕地215番3から 同町出淵5番耕地247番3まで	平成22年12月22日

○愛媛県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木字上伊崎1番耕地167番から 同町周木字上伊崎1番耕地118番1地先まで	平成22年12月21日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年12月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,198,418

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,969

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,403

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,184	14,728
南宇和郡	21,509	7,170
松山市・上浮穴郡	428,989	138,165
今治市・越智郡	148,881	49,627

宇和島市・北宇和郡	85,989	28,663
八幡浜市・西宇和郡	43,108	14,370
新居浜市	102,540	34,180
西条市	93,693	31,231
大洲市・喜多郡	55,742	18,581
伊予市	32,517	10,839
四国中央市	76,207	25,403
西予市	36,705	12,235
東温市	28,354	9,452

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年12月21日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
全身用マルチスライスCT 1式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年12月9日	東京都千代田区紀尾井町3番27号剛堂会館 株式会社自治体病院共済会	3,381,000円	一般競争入札	平成22年10月26日